

令和5年度 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第5条第1項の実施方針の策定の見通し

秋 田 県

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項の実施方針の策定の見通しを次のとおり公表する。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期	担当
新県立体育館整備・運営事業	契約の日から 令和26年3月 まで	新たな県立体育館の 設計、建設、維持管理 及び運営	秋田市八橋運動公 園内	令和6年3月	観光文化スポーツ部 スポーツ振興課 電話：018-860-1246